

南会津町における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画

平成28年4月1日

南会津町

南会津町議会

南会津町教育委員会

南会津町農業委員会

南会津町における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画（以下「本計画」という。）は、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号。以下「法」という。）第15条に基づき、南会津町、南会津町議会、南会津町教育委員会、南会津町農業委員会が策定する特定事業主行動計画である。

1 計画期間

本計画の期間は、平成28年4月1日から平成33年3月31日までの5年間とする。

2 女性職員の活躍の推進に向けた体制整備等

本町では、組織全体で継続的に女性職員の活躍計画を推進するため、町長、副町長、教育長、所属長で構成する課長会議において、本計画の策定・変更、本計画に基づく取組の実施状況・数値目標の達成状況の点検・評価等について協議を行うこととする。

3 女性職員の活躍の推進に向けた数値目標及び取組

法第15条第3項及び女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく特定事業主行動計画の策定等に係る内閣府令（平成27年内閣府令第61号）第2条に基づき、町長部局、町議会事務局、町教育委員会、町農業委員会において、それぞれの女性職員の職業生活における活躍に関する状況を把握し、改善すべき事情について分析を行った。当該課題分析の結果、女性職員の活躍を推進するため、目標を設定し、目標の達成に向け、次に掲げる取組を実施する。

(1) 女性採用比率の向上

- ・採用試験からの採用者に占める女性の割合について、20%程度とするよう努める。（参考：平成18～27年度採用者における女性割合 45.76%）

(2) 女性職員の登用推進

- ・管理職員の女性割合として、10%程度とするよう努める。
（参考：平成27年度 管理職における女性割合 7.4%）
- ・人事管理にあたっては、職員の意欲と能力の把握に努め、女性職員の登用を推進するとともに、男女間で偏りが無いよう配慮する。

(3) 妊娠中及び出産後における配慮

- ・母性保護及び母性健康管理の観点から設けられている特別休暇等について、制度の周知を図る。

(4) 男性職員の育児参加のための休暇等の取得促進

- ・配偶者が出産する場合の特別休暇及び年次休暇の取得促進について周知を図る。
- ・男性の育児休業取得の促進に向けて、管理職員を対象にした意識改革を行う。

(5) 育児休業等を取得しやすい環境の整備等

- ・育児休業等の取得前後において、育児休業等からの円滑な復帰に資する研修や所属職場との連絡体制の確保等の必要な支援を行う。

(6) 超過勤務の縮減

- ・業務分担の見直しと適正な職員の配置を行い、業務量軽減・事務の簡素合理化を図る。
- ・超過勤務縮減に関する取組の重要性について、管理職を含む職員への意識啓発を図る。

(7) 休暇取得の促進

- ・職員の年次休暇取得の促進を図る。
- ・国民の祝日や夏季休暇とあわせた連続休暇の取得の促進を図る。
- ・年次休暇のうち、職員一人当たりの年次休暇の取得日数割合を40%（平均15日）へと増加させることを目標とする。（参考：平成27年 30%（平均11日））

(8) 固定的な性別役割分担意識等の是正のための取組

- ・ 固定的な性別役割分担意識等の是正についての意識啓発や情報提供を行う。
- ・ セクシュアルハラスメント、パワーハラスメント、モラルハラスメント、マタニティハラスメント防止のための意識啓発を図る。